

ID: 813

担当部署: 経済部 耕地林務課 管理係

処分の概要	受益者からの負担金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第90条第6項の規定による。                  (国営土地改良事業の負担金)</p> <p>第90条</p> <p>6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日